○厚生労働省告示第二百二十七号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十三条の八第二項の規定により、同法第二十三条の二第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた登録認証機関である財団法人日本品質保証機構及び財団法人電気安全環境研究所について、その名称を次のように変更する旨の届出があったので、同法第二十三条の八第三項の規定に基づき公示する。

平成二十三年七月五日

厚生労働大臣　細川　律夫

登録番号	変更前の名称	変更後の名称	変更の日
ＡＨ	財団法人日本品質保証機構	一般財団法人日本品質保証機構	平成二十三年四月一日
ＡＫ	財団法人電気安全環境研究所	一般財団法人電気安全環境研究所	平成二十三年四月一日

○厚生労働省経済産業省告示第一号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第九項の規定に基づき、独立行政法人医薬基盤研究所から交付する平成二十三年度予算に係る同条第八項に規定する新技術補助金等のうち、同法第三条第一項に規定する基本方針における同条第二項第三号イ(1)に掲げる事項に照らして適切であるものとして、次のものを特定補助金等に指定したので、告示する。

平成二十三年七月五日

厚生労働大臣　細川　律夫

経済産業大臣　海江田万里

希少疾病用医薬品等試験研究助成金及び保健医療分野における基礎的研究事業に係る委託費

○農林水産省告示第千二百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年七月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岐阜県恵那市上矢作町字ババラギ二七四六の一三〇、二七四六の一三二、二七四六の一七三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年七月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岐阜県加茂郡白川町下佐見字宮洞口一二二六の一、一二二六の二、揖斐郡揖斐川町谷汲神原字水掛一三五二の一、字同心洞七一〇、七一一の一、七一六、谷汲名礼字尾市一九〇二の四五、谷汲高科字隠洞八〇六の六一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年七月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岐阜県飛騨市宮川町菅沼字から谷四八六の二、宮川町林字溝上越六二一の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字から谷四八六の二・字溝上越六二一の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年七月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岐阜県関市上之保字赤鍋一三〇一〇、一三〇一八、一三〇一九の一、一三〇一九の二、一三〇二〇、一三〇二三、一三〇三三の一、一三〇三三の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字赤鍋一三〇一〇・一三〇一八・一三〇一九の一・一三〇一九の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一三〇二〇

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年七月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岐阜県中津川市坂下字島井田一〇〇九、一〇一〇、一〇三二の一、字八幡一三〇一の一（次の図に示す部分に限る。）、一三一六の四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年七月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦